

IV. 障害者支援 ～身近な地域でともに暮らせる新しい社会に向けて～

課題 1. 特別支援教育の充実

- 共生社会の形成に向けて、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築のため、特別支援教育を着実に推進していくことが求められています。

平成 26(2014)年度の名古屋市を除く公立学校の特別支援教育に関する校（園）内委員会（以下、「校内委員会」という。）の設置率は、幼稚園で97.1%、小・中学校、高等学校で100%となっており、また、特別支援教育コーディネーター*1の指名は、幼稚園、小・中学校、高等学校のすべてで100%となるなど、校（園）内における特別支援教育の体制づくりは進んできました。

しかし、特別支援教育コーディネーターは、他の校務と兼務していることが多いことから、その役割が十分に機能していないことが課題であり、特別支援教育コーディネーターを中心とする校（園）内支援体制づくりを進めるとともに、幼稚園・保育所、小・中学校及び高等学校における個別の教育支援計画*2等の作成率及び引継ぎ率の向上が必要になります（表7）。

また、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒が通常の学級にも在籍していることから、すべての教員や保育士の知識・技能を高めていく必要があります（図41）。

更に、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供しつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、就学先を決定することを推進する必要があります。

平成 26 年度 小・中学校における個別の教育支援計画等の作成・引継ぎ状況（名古屋市を除く）について（表7）

- (1) 特別な支援を必要とする児童生徒についての個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率

	①個別の教育支援計画の作成率			②個別の指導計画の作成率		
	小学校	中学校	小中計	小学校	中学校	小中計
通常の学級	49.4%	46.4%	49.4%	57.3%	49.1%	56.6%
特別支援学級	99.4%	99.1%	99.3%	99.1%	99.0%	99.1%
全体	62.9%	68.5%	64.6%	68.6%	70.0%	69.5%

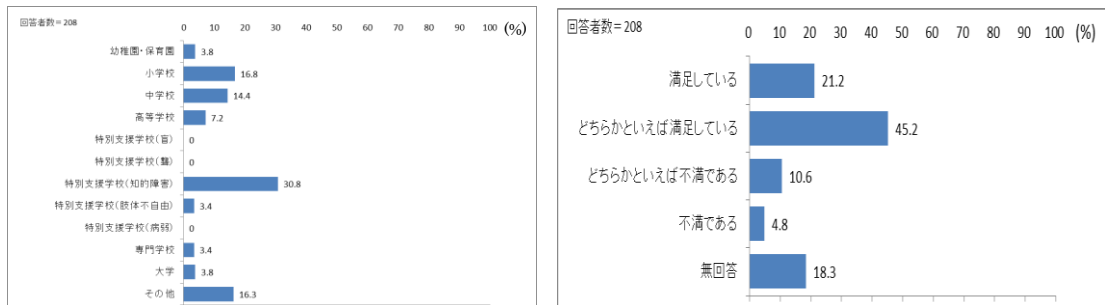
- (2) 中学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒に関する支援情報の高等学校等への引継ぎ率

	公立高校・私立高校・教育訓練機関等	特別支援学校	就職	その他	合計
平成24年3月	15%	72%	4%	4%	39%
平成25年3月	17%	87%	0%	13%	44%
平成26年3月	21%	90%	9%	13%	51%

資料 愛知県教育委員会

- *1 特別支援教育コーディネーター：特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員として校長より指名され、特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連携・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う。
- *2 個別の教育支援計画：障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成する計画。

◆ 通学している学校の種類と、ニーズに応じた教育や障害に応じた配慮などに対する満足度
(図 41)

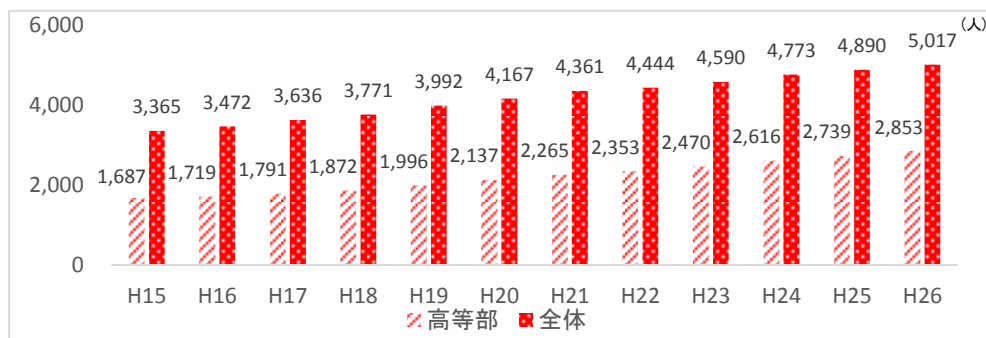


「愛知県障害者基礎調査 (平成 27(2015)年度)」(愛知県健康福祉部)

○ 本県の知的障害特別支援学校*³は、近年、中学校の特別支援学級や特別支援学校中学部の卒業生の増加と、高等部への進学率の上昇に伴い、生徒数・学級数が増加し、教室数の不足等の問題が顕在化しています(図 42)。

また、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化がみられ、将来に向け、二次的な障害を防ぐためにも、一人一人の教育的ニーズに応じた必要な支援及び適切な指導が求められています。

知的障害特別支援学校の児童生徒の推移 (全体及び高等部) [国公立] (図 42)



知的障害特別支援学校の保有する普通教室数と平成 27 年度の学級数との比較

学校名	普通教室数	H27学級数	不足教室数	学校名	普通教室数	H27学級数	不足教室数		
県立	みあい	35	44	9	名古屋市立	西	32	42	10
	一宮東	52	63	11		南	39	38	0
	半田	59	79	20		南(分校)	16	13	0
	春日台	56	80	24		天白	19	25	6
	豊川	55	59	4		守山	44	49	5
	安城	63	77	14					
	いなざわ	46	54	8					
	佐織	43	45	2					
三好	61	70	9						

資料 愛知県教育委員会

* 3 特別支援学校：特別支援学校とは、障害の程度（学校基本法施行令第 22 条の 3 規定）が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚園・小学部・中学部・高等部で行う。（対象：視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱）

施策の方向性

(特別支援教育の推進)

- 市町村ごとに小・中学校における特別な支援を必要とする児童生徒の個別の教育支援計画及び個別の指導計画*4の作成状況の調査を行い、市町村の作成率向上の取組を促すなどして、平成30(2018)年度までに作成率100%となるよう取り組みます。
あわせて校内委員会が十分に機能するように特別支援教育コーディネーターの更なる専門性の向上を図り、校内支援体制の整備に取り組みます。
- 教員などの特別支援教育に関する知識・技能、指導力の向上を図るため、各種研修・研究を充実させます。また、小・中学校や高等学校と特別支援学校との間の教員の人事交流の促進、及び特別支援学級担当教員等の特別支援学校教諭免許状の保有率の向上(平成26(2014)年度実績:愛知県22.0%、全国30.4%)に努めることで、教員の指導力の向上を図ります。
- 障害の状態、本人の教育的ニーズ、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から市町村教育委員会が就学先を決定することができるよう支援します。また、障害のある子どもとない子どもの交流及び共同学習を実施するに当たっては、障害のある子どもにとっても、障害のない子どもにとっても、社会性を養い、豊かな人間性を育て多様性を尊重する心を育むというねらいを明確にし、更なる推進を図ります。更に、障害のある子どもが十分な支援を受けるための合理的配慮の提供に向けて、人的配置や環境整備の充実について検討していきます。

<県の主要な取組>

- ◆ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率向上を促すとともに、個別の教育支援計画を確実に進学先や進路先へ引き継ぐよう、その重要性を示した「教育支援リーフレット」などを活用しながら市町村に働きかけます。
- ◆ 高等学校では、中学校から提出された個別の教育支援計画や個別の指導計画を踏まえて、特別な支援を必要とする生徒について個別の指導計画等を確実に作成・活用し、校内における生徒の適切な支援・指導に関する共通理解を図っていきます。
- ◆ 校内委員会が十分に機能するように、特別支援教育コーディネータースキルアップ研修に加え、各地域全体の特別支援教育の推進役となる特別支援教育コーディネーターを養成するために、特別支援教育コーディネータースキルアップ研修<応用編>を実施します。

*4 個別の指導計画: 幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ計画。

- ◆ 市町村教育委員会へ「特別支援教育連携協議会*⁵」の設置を働きかけ、「幼稚園・保育所から就学」、「中学校から高等学校」への移行支援を行うネットワークづくりを推進します。
- ◆ 特別支援学級担当教員や通級による指導担当教員はもとより、管理職や特別支援教育コーディネーター、更には、通常の学級担任など、様々な立場や役割に応じた研修の充実を図ります。
- ◆ 通級による指導で蓄積した支援の実践を踏まえて、通常の学級に在籍する発達障害等の児童生徒に対する支援・指導方法の研究をモデル事業として実施し、その成果を「指導事例集」としてまとめて県内に広く周知し、県内全域の特別支援教育の指導力向上を図ります。
- ◆ 小中学校や高等学校と特別支援学校との間の教員の人事交流を促進するとともに、特別支援学校教諭免許状等の取得のために、大学の教職課程によらず必要な単位を修得するために開設されている認定講習を、人事交流期間中に効率よく受講できるようにするなどの方策を検討します。
- ◆ 特別支援学校教諭免許状を取得していない特別支援学級担当教員等に対して、免許状取得を促進するための方策を検討します。
- ◆ 平成 25(2013)年 9 月の学校教育法施行令改正を踏まえ、新たな就学先決定の仕組みを示した「教育支援の手引」を活用して、障害のある子どもやその家族の希望を最大限尊重しつつ、市町村教育委員会が総合的な観点から就学先を決定することができるよう引き続き支援します。
- ◆ 肢体不自由児スクールクラスターモデル事業*⁶の成果を踏まえ、小・中学校と特別支援学校との間で行われている交流及び共同学習を積極的に推進します。
- ◆ 障害のある子にも障害のない子にも適切な支援・指導がなされるよう、障害者権利条約*⁷等の趣旨を全教職員へ伝えていきます。
- ◆ 市町村が小・中学校等に配置する医療的ケアのための看護師について、経費の一部を助成します。

* 5 特別支援教育連携協議会：教育、医療、福祉、労働等が一体となって障害のある子ども及びその保護者等の多様なニーズに応え、乳幼児期から学校卒業後まで生涯にわたって一貫して支援するための総合的なシステムを構築することを目的とした協議会で、教育委員会が開催する。

* 6 肢体不自由児スクールクラスターモデル事業：障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに適切に対応するため、スクールクラスター（地域内の教育資源（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室など）の効果的な組合せ）を考え、「専門的な教育を受けたい」「地域の学校で学びたい」といったニーズに対応して支援を提供できるよう、県内の肢体不自由特別支援学校小学部に在籍する児童をモデルとしてスクールクラスターの在り方を研究する事業。

* 7 障害者権利条約：障害のある人の人権や基本的自由の享受を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害に基づくあらゆる差別の禁止など、障害のある人の権利を実現するための措置などが規定されている法律（国は平成 26(2014)年 1 月 20 日に批准し、条約の効力は平成 26(2014)年 2 月 19 日に発生しました。）。

(特別支援学校の充実)

- 特別支援学校の教室不足に対応するため、近隣の特別支援学校の通学区域の見直しを行い、関係する市町村と協議・連携しながら、緊急性の高いところから順次新たな学校の設置を進めます。また、必要に応じて、小・中学校や高等学校の余裕教室などの施設を活用した特別支援学校分校、分教室の設置を検討します。
- スクールバス利用希望者のニーズへの対応や通学時間の短縮を図るため、スクールバスの増車を図ります。また、医療的ケアを受ける幼児児童生徒数の増加、医療的ケアの内容の複雑化・多様化に対応するための特別支援学校における看護師の配置を進めるなど、幼児児童生徒への支援の充実を図ります。

<県の主要な取組>

- ◆ 県立半田特別支援学校（知的障害）及び県立春日台特別支援学校（知的障害）における教室不足を解消するため、平成 30(2018)年度の開校を目標に県立大府特別支援学校（病弱）の敷地内に知多地区新設特別支援学校（知的障害）、平成 31(2019)年度の開校を目標に瀬戸市南山口町内に尾張北東地区新設特別支援学校（知的障害）の設置を進めます。
- ◆ 必要に応じて、小・中学校や高等学校の余裕教室などの施設を活用した特別支援学校分校、分教室の設置を検討します。
- ◆ 肢体不自由特別支援学校においては、スクールバスで通学する児童生徒の乗車時間が最大 60 分程度となるように、緊急性の高い学校から順次、リフト付きスクールバスの増車を進めます。
- ◆ 知的障害特別支援学校においては、児童生徒数の増加に伴うスクールバス利用希望者のニーズに適切に対応するため、緊急性の高い学校から順次、スクールバスの増車を進めます。
- ◆ よりよい教育環境を整えるため、全ての特別支援学校の普通教室に、順次冷房設備の設置に努めます。
- ◆ 東三河地区の特別支援学校は、通学区域が広域であるという地域事情から、平成 26(2014)年 4 月に県立田口高等学校内に県立豊橋特別支援学校山嶺教室を開設し、長時間通学の解消を図っています。
- ◆ 医療的ケアの充実のため、県立肢体不自由特別支援学校に 1 名ずつ常勤看護師を、聾学校・病弱特別支援学校に非常勤看護師を引き続き配置します。
- ◆ 選挙権年齢の「18 歳以上」への引下げに伴い、特別支援学校高等部においても、生徒一人一人の障害の状態に応じた主権者教育に取り組んでいきます。

課題 2. 障害のある人の地域生活支援と療育支援

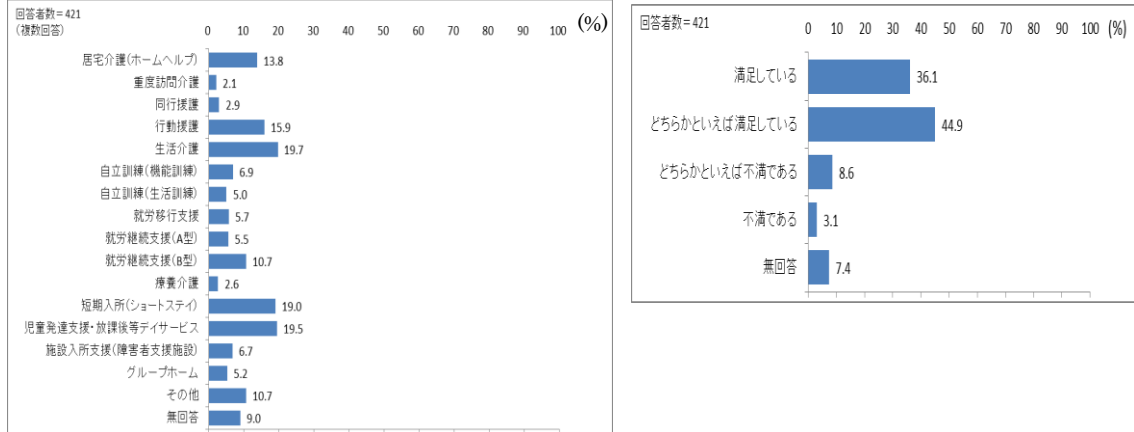
- 障害のある人が身近な地域で自立した生活を送っていただくためには、安心して生活できる住居が不可欠であり、特にグループホーム*⁸の整備促進により、住まいの場を確保することが重要です。
- また、障害のある人やその家族のニーズを適切に地域の福祉サービスにつないでいくことが重要です（図 43・44）。
- 障害者権利条約を踏まえた障害者基本法では、言語に手話を含むことを定義し、言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会の確保と、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることを旨としています。また、障害者差別解消法及び愛知県障害者差別解消推進条例では、社会的障壁の除去に向けた取組が求められており、本県においては、平成 28(2016)年 2 月定例愛知県議会から、傍聴の際、手話通訳に加え、要約筆記が導入されるなどの取組が進められています。引き続き手話及び障害のある人との意思疎通のための手段の選択とその利用の機会を広げていく必要があります（図 45）。
- 障害者総合支援法において、制度の谷間なく支援を提供する観点から障害のある人の定義に難病等が平成 25(2013)年 4 月から加えられており、発達障害児者や難病患者など障害者手帳の有無に関わらず、適切な支援が円滑に受けられることが求められています。
- 特に発達障害のある子どもについては、知的障害を伴わないケースもあることから、健診のみでは発見が難しく、家庭や保育、教育の現場等の日常生活の場において、「気になる子」として初めて気付かれることがあるため、障害の確定診断にかかわらず、「気になる子」の段階で早期に適切な支援につなげていくことが重要です。
- 更に、今後、本県においても急速な高齢化の進行が見込まれており、これに伴う高齢の障害のある人の増加に着実に対応していく必要があります。

また、65 歳以上の障害のある人については、原則として、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行が必要になります。しかし、介護保険に相当するサービスがない場合等は、障害福祉サービスも併せて利用できることから、市町村において、障害のある人のニーズや状況に応じた適切な対応が求められています。

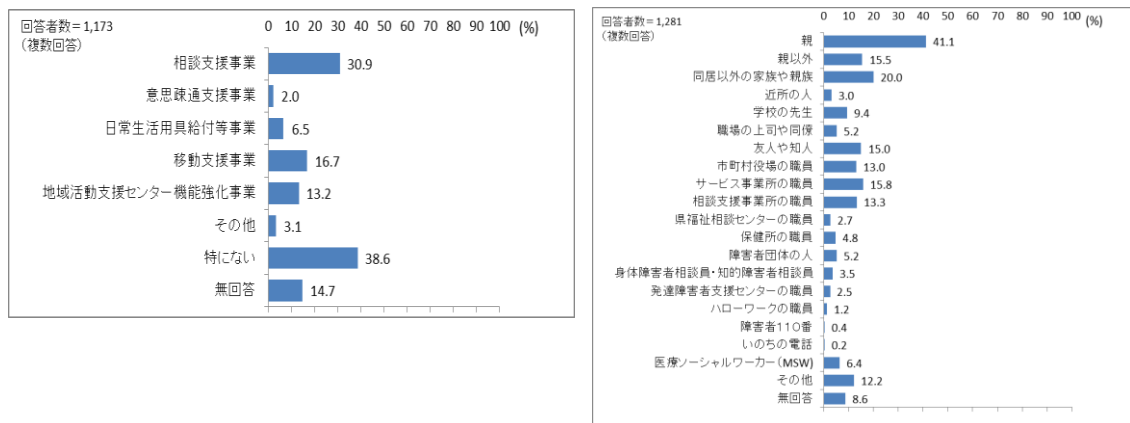
* 8 グループホーム：地域において共同生活を営むのに支障のない障害のある人に対して、主として夜間において、共同生活を営む住居で相談や入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービス。共同生活援助ともいう。

○ 平成 27(2015)年 3 月に策定した「第 4 期愛知県障害福祉計画*⁹」において、福祉施設入所者の地域生活への移行、入院中の精神障害のある人の地域生活への移行、地域生活支援拠点等*¹⁰の整備について成果目標を定めたところであり、目標達成に向けて着実に取り組んでいく必要があります(図 46)。

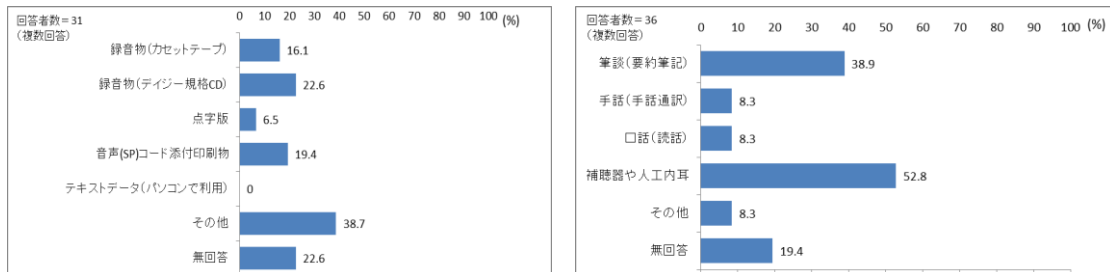
◆ 利用している障害福祉サービスと、その満足度 (図 43)



◆ その他の福祉サービスの今後の利用意向と、困った時の相談先 (図 44)



◆ 視覚障害のある人が希望する情報媒体と、聴覚障害のある人のコミュニケーション手段 (図 45)



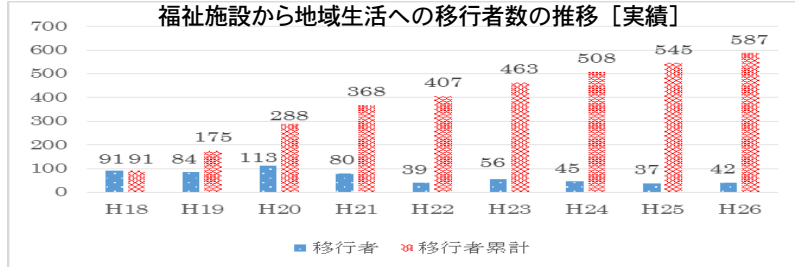
「愛知県障害者基礎調査 (平成 27 年度)」(愛知県健康福祉部)

* 9 愛知県障害福祉計画：障害者総合支援法を根拠とし、障害者施策のうち障害福祉サービス等の提供体制の確保に関することを定める計画（第 4 期計画の計画期間は、平成 27(2015)年度から平成 29(2017)年度までの 3 年間）。
 * 10 地域生活支援拠点等：居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進するため、各地域内で、地域生活支援の機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点（拠点を設けず、地域において機能を分担する「面的整備型」も含む。）。

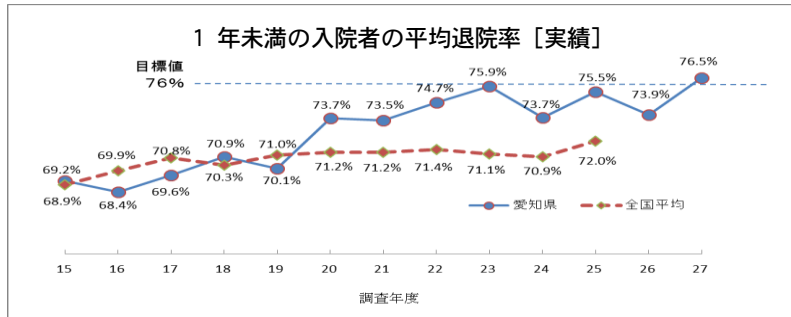
愛知県障害福祉計画における地域生活への移行に関する目標と実績（図 46）

○第3期計画における主な目標と実績（計画期間：平成24年度～平成26年度）

〔目標〕：福祉施設入所から地域生活への移行者を、平成26年度までに累計1,316人とする



〔目標〕：精神障害のある人（1年未満の入院者）の平成26年度における平均退院率を76%とする



○第4期計画における主な目標（計画期間：平成27年度～平成29年度）

〔目標〕：福祉施設入所から地域生活への移行者を、平成27～29年度累計で1,117人[※]とする

※1,117人の内訳：（第3期計画未達成見込734人）＋（平成25年度末未達成数を除く平成25年度施設入所者数の12%383人）

〔目標〕：精神障害のある人の平成29年度における入院後1年経過時点の退院率を91%とする

〔目標〕：平成29年度末までに、各市町村又は各障害保健福祉圏域において、地域生活支援拠点等を少なくとも一つ整備する

資料 愛知県健康福祉部

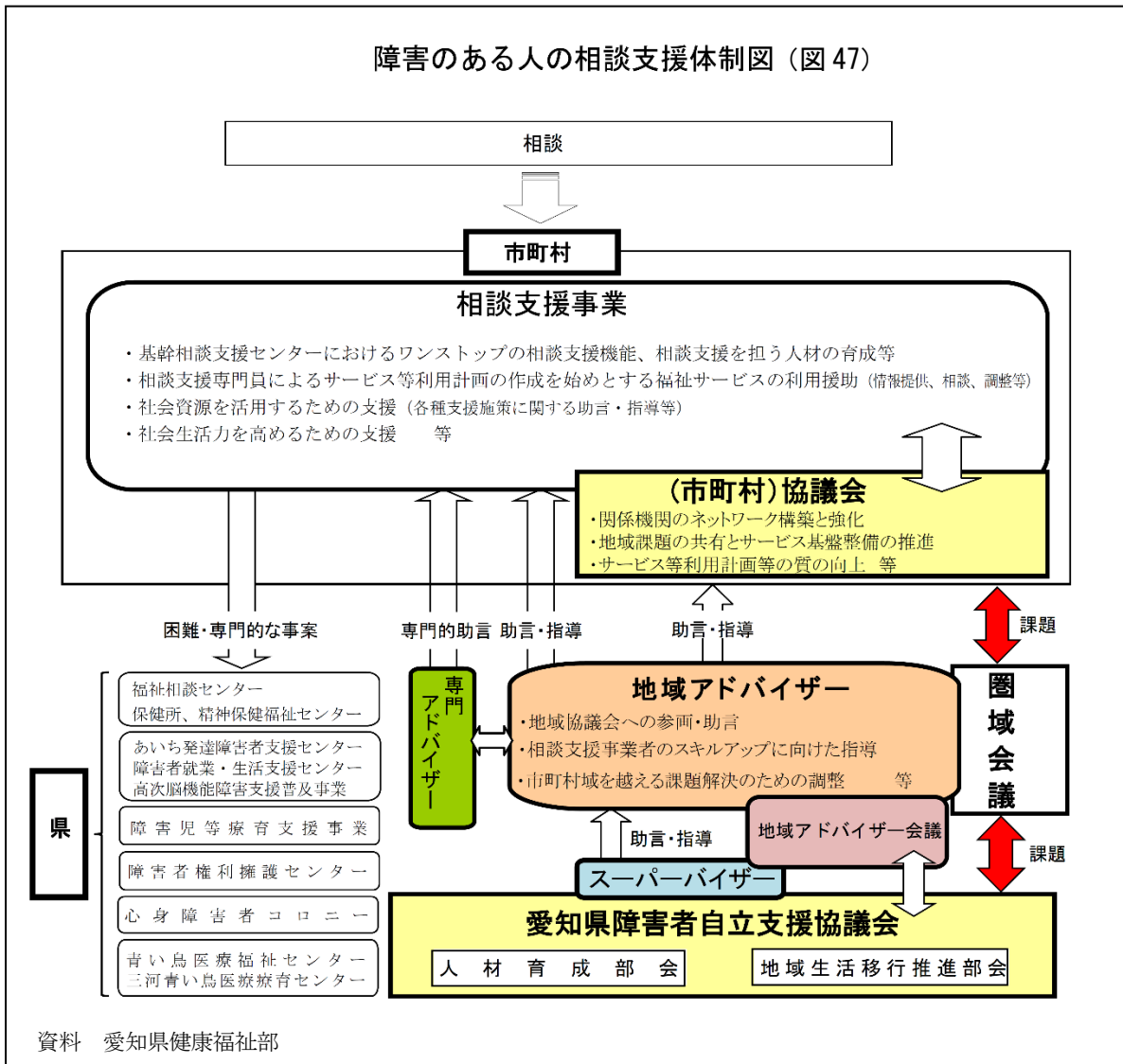
○ 障害のある子どもの成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるためには、子どものライフステージに対応した、切れ目のない支援を提供することが重要です。また、重度の発達障害や重症心身障害児者が、できる限り身近な地域で専門的な医療や療育が受けられることが必要です。

○ 障害のある人やその家族、地域住民、NPOなどが行う活動は、障害のある人の社会参加を促進し、地域における障害への理解を深めることにつながるとともに、本人や家族同士の交流を通じて、悩みや不安を解消できる場となることから、一層促進していくことが必要です。

施策の方向性

(地域生活を支える体制の整備)

- 障害のある人の地域生活への移行後の主な住まいの場となるグループホームの整備促進を図ります。また、グループホームの開設から運営までをサポートする支援を進めるとともに、運営に係る人材の育成及び確保を図ります。
- 地域における相談支援体制の充実のため、相談支援体制を担う人材の育成や、地域では対応困難な事例、専門分野に係る助言及び相談支援事業者のスキルアップに向けた指導による市町村への支援を行うとともに、相談支援に係る主導的役割が期待される市町村基幹相談支援センターの設置促進を図ります（図47）。
また、障害のある人の高齢化・障害の重度化等を見据えて、地域における障害のある人の生活支援のために求められる機能を集約した地域生活支援拠点等の整備促進を図ります。



- 視覚障害、聴覚障害などの障害のある人が、手話や筆談、点字など障害の特性に応じた手段により、情報を取得し、意思表示やコミュニケーション等の意思疎通をすることは、日常生活を営む上で必要不可欠であるため、手話及び意思疎通のための手段の普及並びにそれらを利用しやすい環境の整備に努め、コミュニケーション環境の充実を図ります。
また、障害のある人が、その活動範囲を広げ、積極的に社会参加することは、視聴覚障害のある人の自己実現や生活の質の向上につながるため、コミュニケーション環境の充実にあわせて、移動支援の充実などにより社会参加を促進します。
- 発達障害児者への支援の推進として、発達障害の特性に応じた相談支援を担う人材の育成と活用により市町村の支援体制の強化を図ります。
- 高次脳機能障害*¹¹のある人への支援の推進として、日常生活や社会復帰に向けた支援及びリハビリテーション等に関する専門的な相談支援体制の充実を図ります。
- 難病患者に対しては、総合的な相談・支援体制の充実や在宅療養上の適切な支援を行い、安定した療養生活の確保と難病患者やその家族の生活の質の向上を図ります。
- 国は、高齢の障害のある人の支援の在り方について、平成 28(2016)年通常国会に、障害者総合支援法改正案（一定の高齢の障害のある人の介護保険サービスの利用者負担の軽減する仕組みの創設等）を提出したことから、県としてはその動向を注視しながら、高齢の障害のある人が地域において安心して暮らせる社会づくりを進めていきます。

<県の主要な取組>

- ◆ グループホームの整備促進事業として、グループホームを整備する場合の経費助成や運営費の助成を行います。また、既存の戸建て住宅を活用する場合、一定の条件を満たせば寄宿舍への用途変更を不要とする本県独自の建築基準法の規制緩和策や、県有地あるいは県営住宅等の公営住宅を活用したグループホームの整備促進を図るとともに、グループホームの開設から運営までをサポートするため、グループホームの設置・運営について精通した支援コーディネーターによる説明会、見学会、相談会を開催します。

*11 高次脳機能障害：頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害が生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難となる障害。

- ◆ サービス管理責任者研修等を実施し、グループホームや日中活動等におけるサービスの質の向上を図るとともに、福祉の職業紹介や求職・求人相談を行う愛知県社会福祉協議会福祉人材センター等と連携し、人材の確保を図ります。
- ◆ 共同生活よりも一人で暮らしたいというニーズに応えるために、グループホームの新たな支援形態として平成 26(2014)年 4 月から創設された本体住居との連携を前提としたサテライト型住居^{*12}の設置を、グループホーム運営事業者に働きかけていきます。
- ◆ 相談支援従事者等研修を実施し、サービスを利用する全ての人にサービス等利用計画の作成^{*13}ができるよう相談支援専門員の確保を図っていきます。
- ◆ 市町村が行う相談支援事業が適切かつ効果的に実施されるよう、各障害保健福祉圏域^{*14}へのアドバイザーの設置やスーパーバイズ機能の強化を図るとともに、市町村の相談支援体制の充実のため、広域的見地から協議を行う場として、引き続き、県障害者自立支援協議会や障害保健福祉圏域会議を開催し、広域的な支援を行います。
- ◆ 基幹相談支援センターは、各種の障害に対応するワンストップ相談窓口としての機能のほか、権利擁護、虐待防止の窓口、地域移行・地域定着支援の実施主体、更に地域の相談支援従事者に対する助言、人材育成等、相談支援に係わる主導的役割が期待されているため、障害保健福祉圏域会議等を通じて、設置を促進していきます。
- ◆ 地域生活支援拠点等の整備については、地域アドバイザーを活用するとともに、障害保健福祉圏域会議を通じ、各市町村の取組状況を集約しながら、各市町村又は各障害保健福祉圏域における整備を働きかけていきます。
- ◆ 視聴覚障害のある人を始めとした障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示や他人との意思疎通ができるようにし、個々の障害に対応した支援の充実を図るため、手話及び意思疎通のための手段について学ぶ機会の確保や情報発信等を行い、情報のバリアフリー化を進めます。
- ◆ コミュニケーション環境の充実を図るとともに、災害時における意思疎通支援の充実を図るため、手話通訳等を行う者の養成・派遣や聴覚障害のある人に関する相談等を行う聴覚障害者情報拠点施設に対する運営費の助成を行います。

*12 サテライト型住居：一人で暮らしたいという障害のある人のニーズに応えるため、平成 26(2014)年 4 月から創設されたもの。本体のグループホーム住居から概ね 20 分以内で移動することが可能な距離にサテライト型住居をグループホーム運営事業者が確保し、本体のグループホーム住居とサテライト型住居の入居者が、日常的に相互に交流を図ることができるように、事業者は必要な支援を行う。早期（原則 3 年以内）に一般住居等への移行が可能であると認められる人が利用できる。

*13 サービス等利用計画の作成：障害児者の自立した生活を支え、障害児者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、指定相談支援事業者が、計画的なプログラムの作成等の支援を行うサービス。

*14 障害保健福祉圏域：市町村の範囲を超えた障害者施策の広域的な実施や、障害者施設の地域バランスを考慮した配置を進めるために設定した区域。平成 28(2016)年 3 月現在、本県においては 2 次医療圏や老人保健福祉圏域と同じ 12 圏域を設定。

- ◆ 社会参加を促進するため、障害のある人の外出の際の移動を支援するサービスである移動支援の促進や、視覚と聴覚両方に障害のある人の通訳・介助サービスなどを始めとした社会参加促進事業を実施します。
- ◆ 重度の視覚障害のある人の移動支援（同行援護^{*15}）サービスが、必要な人に適切に利用されるよう、事業者の新規参入を促します。
- ◆ 発達障害のある人及びその可能性がある人に対する支援を総合的に行う拠点である「あいち発達障害者支援センター」において、発達障害のある人及びその可能性がある人とその家族等に対する相談支援などの直接的支援はもとより、人材養成研修等により各ライフステージにおける支援者の育成を行うとともに、生涯を通じて一貫した支援がなされるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等各関係機関との連携強化に努め、総合的な支援体制整備を進めていきます。
- ◆ 市町村における発達障害の相談支援体制の中核となる発達障害支援指導者を養成し、発達障害のある人及びその可能性がある人を支援する者に対する助言、指導等を行うとともに、関係機関の連携を進め、地域の支援体制の充実を図ります。
- ◆ 高次脳機能障害のある人に対しては、名古屋市総合リハビリテーションセンターを拠点機関とし、専門性の高い相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を実施していきます。
- ◆ 難病のうち、障害者総合支援法の対象となる疾病に該当すれば必要と認められる障害福祉サービス等を受給できるなどの基本的な制度内容について医療機関等に周知を図るとともに、難病患者に対する障害福祉サービス等の支給決定に当たっては、各市町村において円滑な事務が実施されるよう理解と協力の促進を図ります。
- ◆ 難病相談支援センター等において、地域で生活する難病患者の日常生活における相談や支援を行うなど、ニーズに対応したきめ細やかな支援を行います。
- ◆ 医療費の負担軽減のため、障害児者に対して、障害者総合支援法に基づく自立支援医療費の支給制度により、必要な医療に要する費用の一部を支給するとともに、指定難病患者に対しては、難病法に基づく特定医療費助成制度により治療に係る保険診療の患者負担の一部についての助成を行います。
- ◆ 高齢の障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいが地域において切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。
- ◆ 高齢の障害のある人の相談やニーズに適切に対応するため、県障害者自立支援協議会や各障害保健福祉圏域会議等の相談支援体制を通じ、各市町村、障害者就業・生活支援センター及び地域包括支援センターなどの関係機関の連携を強化します。

*15 同行援護：視覚障害により移動が著しく困難な障害のある人の外出時に必要な代筆・代読を含む視覚的情報の支援や移動の援護等を行うサービス。

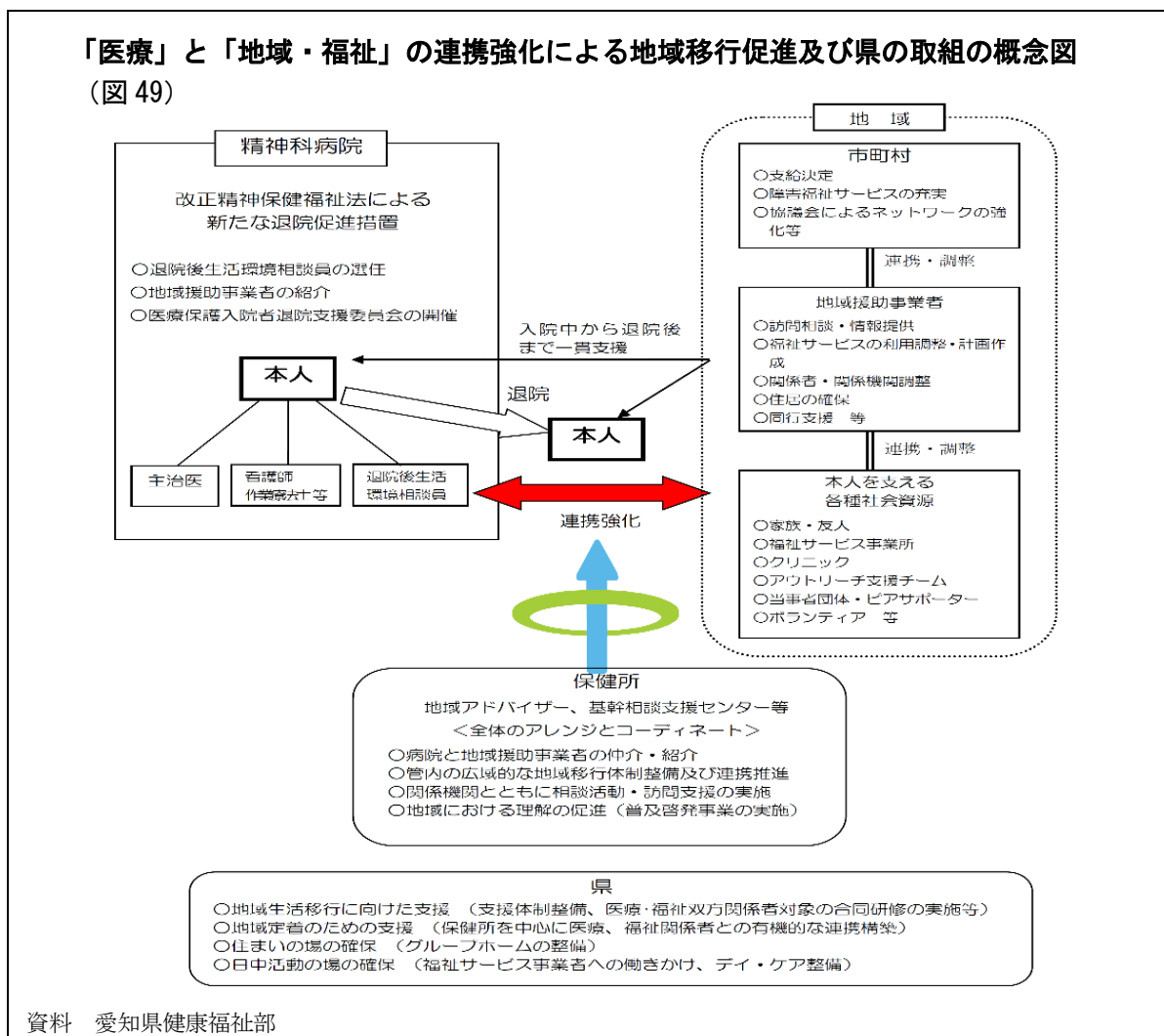
(医療・療育支援の充実)

- 障害のある子どもの成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるため、児童発達支援センター*16を市町村域における中核施設として位置付けるとともに、在宅での療育に関する相談や指導を行うなどのほか、子育て支援関係施策とも連携しながら、教育委員会等教育関係機関等と協働して障害のある子どもへの支援に取り組みます。
- 重症心身障害児者など医療的ケアが必要な障害児者が、身近な地域において医療や療育が受けられる体制づくりに向け、重症心身障害児者のための施設や病床の整備など地域における拠点施設の整備を進めていくとともに、その拠点施設を中心に短期入所や日中支援サービスを行い、在宅支援の充実を図ります（図48）。



*16 児童発達支援センター：「児童発達支援」としての指導訓練等のほか、地域の障害のある子どもを預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設としての機能を持つ施設。なお、児童発達支援センターには、「福祉型」と「医療型」があり、「医療型児童発達支援センター」は、肢体不自由や重症心身障害のある子どもに対し、必要な知識技能の付与等のほか、治療を行う。

- 精神障害のある人の地域移行を着実に進めるためには、長期入院の予防と解消が重要であり、入院者の退院意欲を高め、家族の理解及び協力を得ることのほか、送り出す病院側と受け入れる地域との連絡調整や、移行後もその地域で安心して生活できるよう支援するシステムづくりを進めていきます（図 49）。



＜県の主要な取組＞

- ◆ 市町村域における中核施設となる児童発達支援センターの設置を市町村等に働きかけるとともに、必要なサービスが必要なときに利用できるよう児童発達支援・放課後等デイサービスなどのサービス提供体制の充実や、障害児相談支援体制の整備に努めます。
- ◆ 在宅での療育に関する相談や指導を行う障害児等療育支援事業を実施する支援・拠点施設を中心として、地域における療育支援体制の充実を図ります。
- ◆ 三河地域における重症心身障害児者の施設の不足に対応するため、第二青い鳥学園の移転改築により「三河青い鳥医療療育センター」として整備し、重症心身障害児者及び肢体不自由児の支援拠点として平成 28(2016)年 4 月に開所します。

- ◆ 障害者福祉減税基金を活用した民間法人による重症心身障害児者の施設の整備により、地域における拠点施設の整備を進めていきます。
- ◆ 愛知県心身障害者コロニーを、地域で生活する障害のある人たちを総合的に支援する医療及び療育の拠点施設「医療療育総合センター（仮称）」に再編整備していきます。再編整備にあわせて「医療療育総合センター（仮称）」を中心に、地域の関係機関との連携を深めていくため、「発達障害医療ネットワーク」及び「重症心身障害児者療育ネットワーク」の構築を進めていきます。
- ◆ 入院中の精神障害のある人の地域移行・地域定着を促進するためには、医療と福祉の連携強化が重要です。このため、保健所・地域アドバイザー・基幹相談支援センター等の関係機関が連携のコーディネイト役となり、地域移行と地域支援を行う体制整備を進めます。
- ◆ 入院中から一貫した支援を行うためには、地域における福祉サービスの提供主体である市町村の役割が重要であることから、市町村を中心とする地域自立支援協議会と保健所を中心とする地域精神保健福祉推進協議会等の連携体制の強化を図ります。
- ◆ 退院後の地域定着のため、保健・福祉に医療を加えた包括的支援を行うアウトリーチ（訪問支援）活動の実施体制整備に努めます。

（障害のある人やその家族等が行う活動への支援）

- 障害のある人の社会参加を促進し、地域における障害への理解を深めるとともに、本人や家族同士の交流を通して悩みや不安を軽減できる場として大きな役割を担う障害のある人やその家族、地域住民、NPO 等が行う活動を支援していきます。

<県の主要な取組>

- ◆ ボランティア活動や交流会、ペアレントメンター*17による相談事業、精神障害に関するピア（仲間）サポートなど、障害のある人やその家族、NPO 等民間団体が行う活動について、県が発行する福祉ガイドブックへの掲載や県のホームページを通じた情報提供により周知を図ります。

*17 ペアレントメンター：発達障害のある子どもの子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人。

東郷町における「ハーモニー」の取組

東郷町では、平成27(2015)年4月に、発達がゆるやかな子どもの療育を専門に行う児童発達支援事業所「ハーモニー」を開設しました。

ハーモニーは、町立中部保育園内に併設し、日常生活に必要な基本的動作を学び、集団生活に適應できるよう、保育士のほか、作業療法士、心理士、音楽療法士などが心身の状況や環境に応じて適切な療育を行っています。

ハーモニーには、親子通園と単独通園のクラスがあります。親子通園クラス(定員10名×2クラス)は、親子で通園し、さまざまな遊びを通じて子どもの発達を促し、運動機能を高めたり、集団生活に適應する基礎を作るほか、子どもとの関わり方、子育ての不安や悩みを話し合える場として、保護者のサポートも行います。

単独通園クラス(定員10名)では、大きな集団が苦手な、個別対応が必要な子どもが小集団で生活します。一人でできることを増やし、保育所や小学校などへスムーズに移行することができるよう、併設する中部保育園の季節ごとの行事に参加するなど、連携しながら入所・就学につなげています。

こうした療育支援のほか、1歳6か月健診の事後教室として、ことばの遅れや育てにくさのある子どもとその保護者を対象に、発達を促す目的の「なかよし教室」(月1回)を勧め、その後の親子教室として、ハーモニーの施設を利用し、「らっこ教室」(週1回)を開催しています。保健師やこども家庭相談員とともに、ハーモニーの職員等が指導援助を行っており、同じ悩みを持つ親の交流の場ともなっています。

また、関係機関との密接な連携と、切れ目ない療育支援を行うため、関係機関で組織する発達支援チームにも参加し、東郷町内の全保育所・幼稚園への訪問や小学校巡回相談を行うことにより、支援が必要な子どもへのフォローや保護者への支援方法の検討なども行っています。



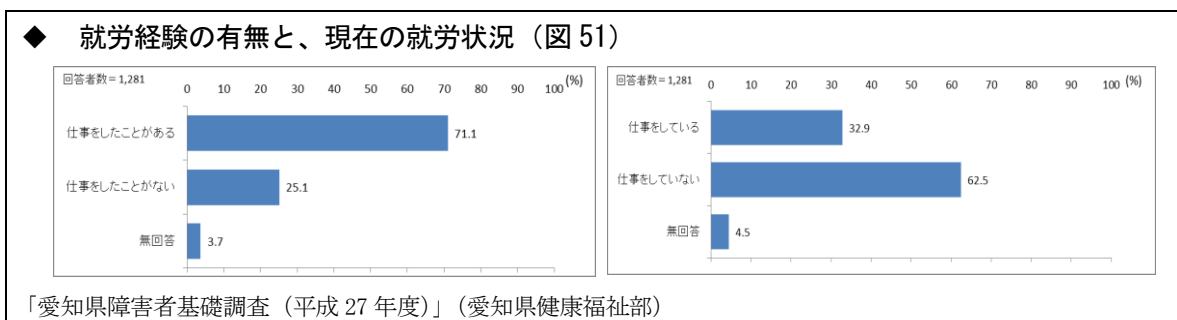
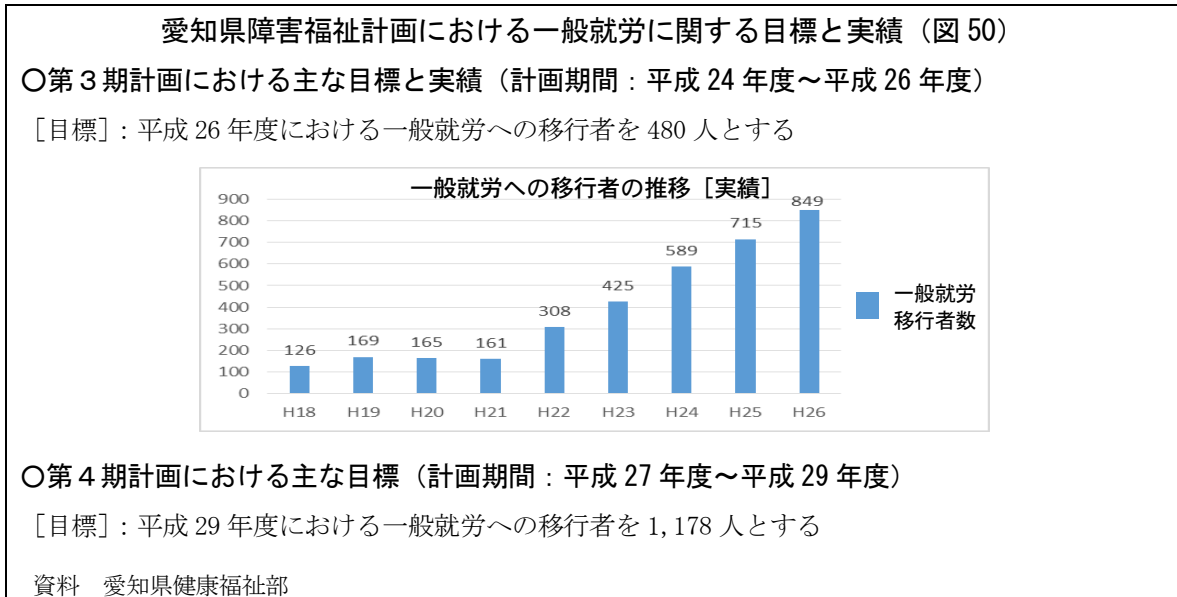
<単独通園クラスの様子(東郷町提供)>



<「らっこ教室」の様子(東郷町提供)>

課題3. 地域における就労支援の充実

- 安定した地域生活を継続していくためには、就労が重要な要素となります。福祉施設から民間企業等への就労は、年々増加傾向にあり、平成26(2014)年度の一般就労移行者は849人と、平成22(2010)年度の308人と比較すると、2.8倍程度となっています(図50)。引き続き、働く意欲がある障害のある人が、特性に応じて能力を十分発揮できるよう、職業能力開発から就労・定着までの切れ目ない支援が必要となります(図51)。
- 平成27(2015)年3月に策定した「第4期愛知県障害福祉計画」において、福祉施設から一般就労への移行について成果目標を定めたところであり、目標達成に向けて着実に取り組んでいく必要があります。
- 特別支援学校から一般就労への移行を推進することも重要です。平成26(2014)年度の特別支援学校から民間企業等への就労の割合は、36.7%と、全国平均の28.8%よりやや高い数値となっているものの、平成20(2008)年度以降40%を下回る状況が続いており、また、就職する業種も製造業が約50%と高い割合を占めていることから、職業教育の更なる充実を図り、幅広い業種への一般就労を推進していく必要があります(図52)。



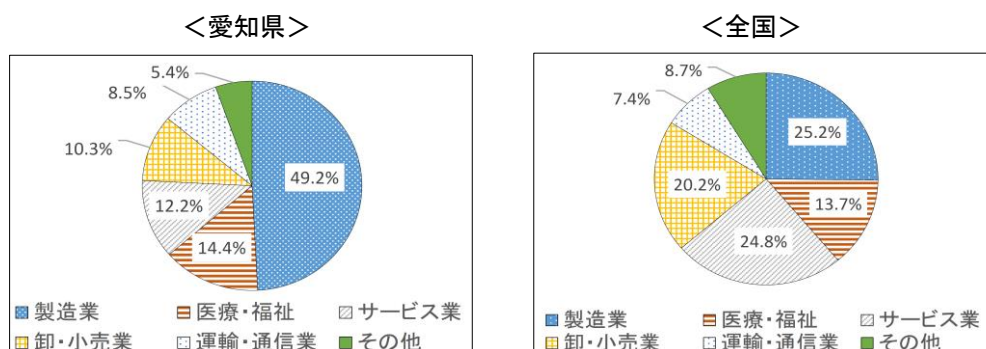
特別支援学校からの一般就労への移行状況（図 52）

(1) 県立特別支援学校高等部卒業後の進路

進路 年度	一般就労	福祉的就労	進学 (大学等)	医療機関 (入院等)	その他	合計
H22	296人(36.7%)	430人(53.3%)	55人(6.8%)	2人(0.3%)	23人(2.9%)	806人
H23	287人(37.4%)	416人(54.2%)	41人(5.3%)	0人(0%)	24人(3.1%)	768人
H24	330人(39.6%)	427人(51.2%)	40人(4.8%)	1人(0.1%)	36人(4.3%)	834人
H25	323人(38.1%)	462人(54.5%)	36人(4.2%)	4人(0.5%)	23人(2.7%)	848人
H26	318人(36.7%)	487人(56.2%)	34人(3.9%)	3人(0.4%)	24人(2.8%)	866人
全国(H26)	5,909人(28.8%)	2,748人(62.1%)	804人(3.9%)	213人(1.0%)	858人(4.2%)	20,532人

(注) 特別支援学校からの一般就労には移行先に就労継続支援 A 型を含む。

(2) 就職者の業種別割合 (H26 実績)



資料 愛知県教育委員会

- 福祉施設から一般就労への移行を推進していく一方で、障害の状況等により一般就労へ移行することが困難な人の働く場も求められています。

福祉的就労の場となる就労継続支援事業所における平成 26(2014)年度の平均月額工賃は、就労継続支援事業所 (A 型) *18 で 70,846 円、就労継続支援事業所 (B 型) *19 で 15,916 円と民間企業等における賃金と比べ低い水準になっており、安定した地域生活を継続していくために、就労継続支援事業所における工賃向上を図る必要があります (表 8)。

福祉施設の平均月額工賃の状況 (平成 26 年度) (表 8)

区分	就労継続支援事業所 (A 型)	就労継続支援事業所 (B 型)
愛知県 [※]	70,846 円	15,916 円
全国	66,412 円	14,838 円

※平成 27 年 5 月に行った平成 26 年度工賃実績調査で回答のあった 569 施設の状況

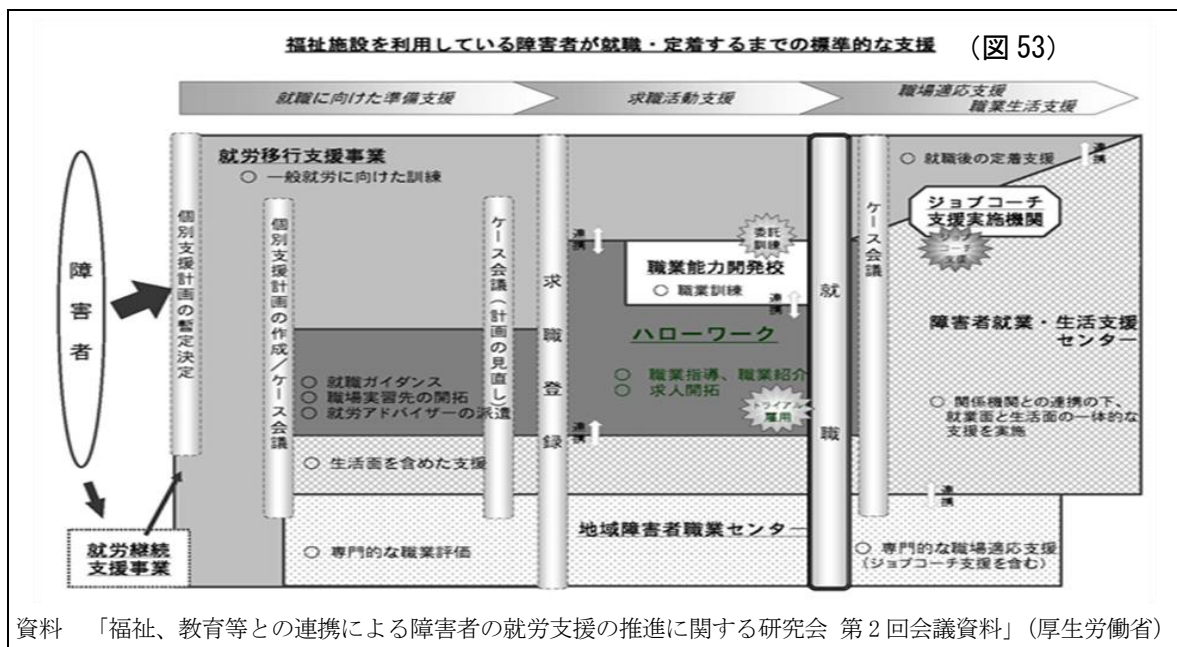
資料 愛知県健康福祉部

- *18 就労継続支援事業所 (A 型) : 民間企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。事業所内において雇用契約に基づいて就労の機会を提供する。
- *19 就労継続支援事業所 (B 型) : 民間企業等での就労が困難な障害のある人や、一定の年齢に達している障害のある人に一定の賃金水準のもと、働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図るサービス。雇用契約は結ばない。

施策の方向性

(就労支援・雇用促進、職業能力の開発支援)

- 就労・雇用は、障害のある人の自立・社会参加のための重要な柱であり、特にこれまで福祉施設を利用していただいていた人が、民間企業等に就労することは、自立した地域生活を安定的かつ継続的に営む上で大きな意味を持つため、障害のある人が能力を最大限発揮し、働くことによって社会に貢献できるよう、福祉関係機関と労働関係機関の連携を強化し、就労の機会を提供します（図 53）。
- 障害のある人が、それぞれの職業能力やその障害の特性に応じた職業に就くために必要な基礎的な知識や技能の習得を支援し、雇用の機会をより確実にさせる職業能力開発を促進します。



<県の主要な取組>

- ◆ 障害者雇用に対する事業主等の理解と協力を得るため、事業主等を対象としたセミナーの開催、障害者雇用優良企業等の表彰など障害者雇用に関する周知・啓発を行うとともに、障害者就職面接会の開催により就労の機会の提供に努めます。
- ◆ 精神・発達障害のある人の就労支援と企業の雇用促進を図るため、労使双方向へのセミナーの開催や障害者雇用に関する事例集の作成などを行う精神・発達障害者雇用促進事業を実施します。
- ◆ サービス管理責任者等研修や事業者への説明会を通じて、事業所内や企業における活動や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着の支援等を行う就労移行支援事業に取り組む事業者の育成と量的確保及びサービスの質の確保を図ります。

- ◆ 愛知障害者職業能力開発校などにおいて、障害のある人の能力に合わせたきめ細かい職業訓練を実施します。
- ◆ 企業、社会福祉法人、NPO 及び民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先を活用し、障害のある人の能力、適性、及び地域の雇用ニーズに対応した委託訓練を実施します。
- ◆ 障害のある人が、障害者試行雇用事業（トライアル雇用）^{*20}、職場適応援助者（ジョブコーチ）^{*21}、委託訓練事業等の就労支援策を適切に利用できるよう、就労移行支援事業所と公共職業安定所（ハローワーク）、専門的な職業リハビリテーションを行う愛知障害者職業センター、及び就業と生活の両面から支援を行う障害者就業・生活支援センター等の連携の強化を図ります。

（特別支援学校における職業教育の充実）

- 小学部、中学部、高等部の発達段階に応じた、一貫したキャリア教育^{*22}を推進するとともに、関係機関と連携した就労支援で、障害のある生徒の学校生活から社会生活への円滑な移行を図ります。

＜県の主要な取組＞

- ◆ 発達段階に応じたキャリア教育を推進するため、キャリア教育推進事業として、ふれあい発見推進事業（小学部）、チャレンジ体験推進事業（中学部）、就労支援推進事業（高等部）を引き続き実施します。
- ◆ 平成 27(2015)年度より、拠点校となる春日井高等特別支援学校、豊田高等特別支援学校の 2 校に、就労先の開拓などを担当する「就労アドバイザー」を各 1 名配置し、就労支援を引き続き推進します。
- ◆ 学識経験者、企業関係者、労働部局関係者、福祉部局関係者、学校関係者等を委員とする「キャリア教育・就労支援推進委員会」において、就労支援策の検証や検討を行います。

*20 障害者試行雇用事業：障害のある人を試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れてもらうことにより、事業主に対して障害者雇用についての理解を促し、常用雇用への移行を進めることを目的とした事業。原則 3 か月の期間で、公共職業安定所が窓口となる。

*21 職場適応援助者：一般的に「ジョブコーチ」と呼ばれ、障害のある人と一緒に職場に入り、障害のある人が一人で作業できるよう作業遂行上の支援をしたり、安定した職業生活が送れるよう支援を行う人。

*22 キャリア教育：再掲（43 ページ参照）

(福祉的就労の充実)

- 福祉的就労の主な場となる就労継続支援事業所の整備を促進するとともに、人材の育成や官民一体となった取組や、福祉的就労における工賃水準の改善により、就労意欲の向上や技術向上を図り、民間企業等への一般就労を促進します。

<県の主要な取組>

- ◆ 障害の状況等により一般就労へ移行することが困難な人の働く場を確保するため、サービス管理責任者等研修や事業者への説明会を通じて、就労継続支援事業者の確保及び育成に努めていきます。
- ◆ 販路拡大や業務改善等を支援する経営コンサルタント等の派遣及び就労継続支援事業所等の職員研修の実施等による工賃向上に取り組めます。
- ◆ 障害者多数雇用企業等への優先発注制度や、障害者優先調達推進法の規定により国や地方公共団体等が策定する調達方針に基づいて、障害者就労施設等が供給する物品や役務の優先発注を推進します。